

熊本県経営改善資金（経営改善・再生支援強化型）実施要領

（目的）

第1 国の全国統一制度により、資材高騰や物価高、人手不足等の影響を受けた中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって中小企業の活力の再生を図ることを目的とする。

（融資対象者）

第2 融資対象者は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第53条第1項、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号から第4号までに規定される以下の(1)～(12)のいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行と進捗の報告を行う者とする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (2) 認定支援機関（法第134条第2項に規定する認定支援機関及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センター）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (3) 特定認証紛争解決手続（法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画
- (4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- (5) 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画
- (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画
- (7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- (8) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- (9) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- (10) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- (11) 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
- (12) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

（資金使途）

第3 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

（融資限度額）

第4 融資限度額は、8,000万円とする。

（融資期間）

第5 融資期間は、15年以内（据置3年以内）とする。

（貸付方法）

第6 貸付方法は、証書貸付または手形貸付とする。

（返済方法）

第7 返済方法は、均等分割返済とする。

但し、保証期間が1年以内の場合は一括返済も可能とする。

（融資利率）

第8 融資利率は固定とし、下表のとおりとする。

3 年以内	年1.60%以内
5 年以内	年1.75%以内
7 年以内	年1.90%以内
7 年超	年2.10%以内

（保証料率）

第9 保証料率は、以下のとおりとする。

- ・ 責任共有制度の対象の場合、保証料率は年0.8%とし、責任共有制度の対象除外の場合、保証料率は年1.0%とする。ただし、本資金における経営者保証免除対応※を適用する場合は0.2%を上乗せする。
※本資金における経営者保証免除対応とは、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除するものである。
 - ① 令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて 資産超過であること。
 - ② 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- ・ 責任共有制度の対象の場合は0.5%に相当する額、責任共有制度の対象除外の場合は0.7%に相当する額を国が補助する。免除対応を適用する場合、上乗せする0.2%に相当する額についても国が補助する。
- ・ 但し、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外である。

（担保）

第10 担保は必要に応じて徴求する。

（保証人）

第11 保証人は、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

（申込先）

第12 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会及び取扱金融機関とする。

（必要書類）

第13 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる共通提出書類の他、事業再生の計画書（写）とする。

（事業再生の計画）

第14 事業再生の計画は以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 債権者間の合意がとれているもの
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

（金融機関の責務及び報告）

第15 本資金について、次の(1)～(4)のとおり取り扱うものとする。

- (1) 中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けることとする。
- (2) 事業再生の計画が第2に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。
- (3) 原則として、3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、熊本県信用保証協会（以下

「保証協会」という。) に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

- (4) 中小企業者の実行状況を踏まえ、(事業再生の計画が機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、) 必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

(取扱期間)

第16 本資金の取扱期間は、対応する国の事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）の取扱期間内に保証協会が保証申込受付した分までとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。